

平成二十四年第二回六戸町議公会定例会議録（第二号）

開 会 平成二十四年三月九日 午前十時

出席議員（十二名）

一 番	杉 山 茂 夫	二 番	附 田 輝 雄
三 番	久 田 伸 一	四 番	高 坂 茂
五 番	下 田 敏 美	六 番	川 村 重 光
七 番	河 野 敏 豊	八 番	円 子 徳 通
九 番	母 良 田 盛 昭	十 番	山 本 徳 実
十 番	金 崎 盛 三	十 二 番	苦 米 地 繁 雄

欠席議員（なし）

地方自治法第二百一十一条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	吉 田 豊	総 務 課 長	坂 本 定 美
企画財政課長	保 土 沢 博 昭	税 務 課 長	棟 方 晃 祥
産 業 課 長	松 村 茂	町 民 福 祉 課 長	保 土 沢 定 一
建 設 課 長	下 田 正 幸	病 院 事 務 課 長	田 中 茂 樹
下水道課長		教 育 委 員 会 長	長 根 富 栄
会計管理者	山 本 晃 広	委 員 長	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

教育長	櫻田泰弘	教育課長	川村政則
農業委員会 会長	金 澍 盛 一	農業委員会 事務局長	松 村 茂
選挙管理 委員会委員長	高 橋 司	選挙管理 委員会 事務局長	坂 本 定 美
代表監査委員	米 内 山 功	監査委員 事務局長	田 中 義 喜
事務局 長	田 中 義 喜	事務局次長	吉 田 史 明
主 幹	嶋 山 正 子		
議事日程			
日程第一	諸報告		
日程第二	予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決		
日程第三	議案第三号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議について		
日程第四	議案第四号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について		
日程第五	議案第五号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森		

日程第 六	議案第 六号	六戸町職員との給与に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 七	議案第 七号	六戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案
日程第 八	議案第 八号	六戸町税条例の一部を改正する条例案
日程第 九	議案第 九号	六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案
日程第 十	議案第 十号	町道の路線変更について
日程第 十一	議案第 二十五号	六戸町監査委員の選任について
日程第 十二	議案第 二十六号	六戸町副町長の選任について
日程第 十三	議員提出議案第一号	社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出について
日程第 十四	各常任委員会所管事項調査付託	

会議に付した事件

議事日程に同じ

会議録署名議員の氏名

八 番 田 子 徳 通 九 番 母 良 田 昭

△△ 議 議 の 経 過

議 長（苦米地繁雄君）

ご起立願います。

おはようございます。

ご着席ください。

本日の欠席議員はおりません。

ただいまの出席議員数は十二名であります。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

開議（午前十時一分）

議 長（苦米地繁雄君）

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程第一 諸報告を行います。

地方自治法第二百二十一条の規定により出席要求した者及び委任による出席者の氏名については、お手元に配付してあります出席者名簿のとおりであります。

次に、日程第二 予算特別委員会付託案件の委員長報告及び採決を議題といたします。

予算特別委員会に付託してありました平成二十四年度予算関係、議案第十七号から第二十四号までの八件について審査が終了した旨の報告がありましたので、ここで予算特別委員会委員長の報告を求めます。

六番、川村君。

予算特別委員長（川村重光君）

それでは、予算特別委員会の審査結果の報告をいたします。

今議会定例会において、予算特別委員会に付託されました平成二十四年度予算関係の議案第十七号 平成二十四年度六戸町一般会計予算、議案第十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第二十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第二十一号 平成二十四年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第二十二号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第二十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第二十四号 平成二十四年度六戸町霊園事業特別会計予算を、去る三月六日、七日の二日間、予算特別委員会を開催し、審査いたしました。

その結果は、いずれも原案のとおり可決されました。

以上、簡単ではありますが、予算特別委員会委員長の報告といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

予算特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

質疑及び討論を省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、質疑及び討論を省略いたします。

これより、議案第十七号から議案第二十四号までの八件を一括して採決いたします。
お諮りいたします。

ただいまの委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第十七号 平成二十四年度六戸町一般会計予算、議案第十八号 平成二十四年度六戸町国民健康保険事業特別会計予算、議案第十九号 平成二十四年度六戸町国民健康保険病院事業特別会計予算、議案第二十号 平成二十四年度六戸町下水道事業特別会計予算、議案第二十一号 平成二十四年度六戸町農業集落排水事業特別会計予算、議案第二十二号 平成二十四年度六戸町介護保険事業特別会計予算、議案第二十三号 平成二十四年度六戸町後期高齢者医療特別会計予算、議案第二十四号 平成二十四年度六戸町霊園事業特別会計予算、以上、八件の議案は、それぞれ原案のとおり可決されました。

次に、日程第三 議案第三号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

企画財政課長。

企画財政課長 (保土沢博昭君)

議案第三号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議についてご説明を申し上げます。

平成二十四年度において行う事業計画の一部変更について、県及び関係する八市町で負担する額を、次のページの別紙のとおり変更するものであります。

全体では、前年度と同額の七百五十七万二千元、また、当町の負担額は前年度より千円増の十二万六千円となっております。

以上で、議案第三号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

担当課長の説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第三号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第三号 青森県新産業都市建設事業団に委託すべき事業に関する計画の一部変更に係る協議については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第四 議案第四号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第四号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてご説明いたします。

七ページをごらんください。

本案は、構成団体の公立金木病院組合が平成二十四年三月三十一日をもって解散すること、また、新たに平成二十四年四月一日からつがる西北五広域連合が加入することから、構成団体を変更するため規約の変更をするものがあります。

附則は、施行期日を平成二十四年四月一日とするものであります。
以上で、議案第四号の説明といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第四号を採決いたします。

お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苫米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第四号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第五 議案第五号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長 (坂本定美君)

議案第五号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてご説明いたします。

十ページをお開き願います。

本案は、構成団体の公立金木病院組合が平成二十四年三月三十一日をもって解散することに伴い、構成団体を変更するため規約の変更をするものであります。

附則は、施行期日を平成二十四年四月一日とするものでございます。

以上で、議案第五号の説明といたします。

議

長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第五号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第五号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更については、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第六 議案第六号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。担当課長の説明を求めます。

総務課長。

総務課長（坂本定美君）

議案第六号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

十二ページをごらんいただきたいと思ひます。

本案は、六戸町教育委員会へ教育職職員を配置するため、新たに教育職給料表を追加するものであります。

十三ページから十六ページは、教育職給料表でございます。

十七ページの附則で、施行期日を平成二十四年四月一日とするものでございます。

以上で、議案第六号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第六号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。
よつて、議案第六号 六戸町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。
た。

次に、日程第七 議案第七号 六戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案を
議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

教育課長。

教育課長（川村政則君）

議案第七号 六戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案についてご説明いたします。

議案の十九ページをお開きください。

説明補足資料もあわせてごらんください。

第三条中、給料「三十万円」を「二十八万円」に改め、第五条の旅費に「移転料」を追加するものです。附則ですが、施行期日について定めたものであります。以上で、議案第七号の説明といたします。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。お諮りいたします。討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより、議案第七号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第七号 六戸町外国語指導助手等の給料及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第八 議案第八号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

税務課長。

税務課長（棟方晃祥君）

それではご説明申し上げます。

議案第八号 六戸町税条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

説明補足資料二ページからの新旧対照表もご参照ください。

議案の二十一ページをお開きください。

六戸町税条例、第九十五条の改正は、たばこ税の税率を千本につき四千六百十八円から六百四十四円引き上げて、五千二百六十二円とするものです。

続いて、附則第九条を削除する改正は、町民税の分離課税にかかる所得割の額の特例等を廃止するためのものです。

次に、附則第十六条の二、第一項の改正は、旧三級品のたばこの税率を千本につき二千百九十円から三百五円引き上げて、二千四百九十五円とするものです。

続いて、二十二ページ中ほどになりますが、附則第二十五条を追加する改正は、個人の住民税の税率の特例等を定めるものであり、平成二十六年から平成三十五年度までの各年度分の個人住民税の均等割の税率を五百円引き上げて、三千五百円とするものです。

そのほかは、字句の改正及び条文の整理を行ったものであります。

附則ですが、第一条は施行期日について、第二条及び第三条は町民税及び町たばこ税に係る経過措置について定めたものであります。

以上で、議案第八号の説明といたします。

議 長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

「質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第八号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。」

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

「ご異議なしと認めます。
よって、議案第八号 六戸町税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第九 議案第九号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。
担当課長の説明を求めます。
町民福祉課長。」

町民福祉課長（保土沢定一君）

それでは、ご説明申し上げます。

議案第九号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案についてご説明申し上げます。

条例改正内容については、議案書二十五ページをごらんください。

改正内容は、第一号被保険者の保険料を改正するものであります。

第二条は、「平成二十一年から平成二十三年度」を、「平成二十四年度から平成二十六年度」とし、保険料率の改正であります。

附則といたしましたしては、第一条は、施行期日を定めたものであり、第二条は、経過措置でございます。以上で、議案第九号の説明を終わります。

議

長 (苦米地繁雄君)

説明が終わりましたので、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議

長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第九号を採決いたします。
お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よつて、議案第九号 六戸町介護保険条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第十 議案第十号 町道の路線変更についてを議題といたします。

担当課長の説明を求めます。

建設下水道課長。

建設下水道課長（下田正幸君）

議案第十号 町道の路線変更についてご説明申し上げます。

本案は、道路法第八条第二項及び第十条第三項の規定に基づき、別紙のとおり町道の路線を変更するため提案するものであります。

次のページの別紙をごらんください。

あわせて、補足資料の五ページ、六ページもごらんください。

本路線の変更については、終点の変更でございます。

整理番号八十二、路線名、第一高森線、起点六戸町大字犬落瀬字柳沢九十番地三百六十二、終点、六戸町大字犬落瀬字柳沢二百七十七番地四。

以上で説明を終わります。

議 長（苦米地繁雄君）

説明が終わりましたので、質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第十号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第十号 町道の路線変更については、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第十一 議案第二十五号 六戸町監査委員の選任についてを議題といたします。
提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。
質疑ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

討論省略することにご異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議

長（苦米地繁雄君）

ご異議なしと認め、討論省略いたします。

これより、議案第二十五号を採決いたします。

（「異議なし」の声あり）

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議

長(苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第二十五号 六戸町監査委員の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。次に、日程第十二 議案第二十六号 六戸町副町長の選任についてを議題といたします。

提案者の説明が終わっておりますので、直ちに質疑を受けます。

質疑ありませんか。

五番。

五

番(下田敏美君)

町長が四年以上にわたって熟慮した人事ですから私は全く異議がないんですが、ただ、人事に関しては町民との接遇の問題がよく取りざたされるわけですが、ある市にあっては、副町長が東京の講演で職員の悪口を言って、帰って来てマスコミに話題にされて、非常に去年いろいろな週刊誌をにぎわしましたけれども、町長にお願いしたいのは、町民との接遇をしてよりよいまちづくりに努めてほしいということをお願いして質問を終わります。

議

長(苦米地繁雄君)

町長。

町 長（吉田 豊君）

きわめて大事な私もそれなりの役目についた者は大事なことだと思っております。それぞれの立場の中で述べる方はいらっしゃるわけでございますけれども、でも、近年は当然のこととして、私どものほうは心して真摯に対応していかねばならないということが課せられておりますので、今お願いした人事に関しましても、その方はしっかりとそれを心得てやっていただける方だと思えます。

そしてまた、町民はもちろんでありますけれども、議員の皆様初め、そういう方々とより詳細にわたりながらお話し合いをしながら私ども六戸町のために努められればいいなど、またそれを理解しながらやっていける方だというふうに思っております。今の姿勢という接遇にかかわるあり方、これは、今役職にある者ばかりではなく、職員も同様であります。

私どもは、ある意味では今課題としておりますので、今後その勉強会をどうしていくのか、それらも含めながら、もつと人々との接し方のあり方ということを中心に今後努めてまいりたいというふうに思えます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（苦米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

十一番。

十一番（金崎盛三君）

今の件について、前蹴場助役以来、町長一人で職務を行い頑張ってきたと思えます。

今後は、町長の健康維持のためにも、また、行政の円滑な推進のためにも補佐が必要だと思えます。ぜひ満場一致で皆さん方のご賛同を賜りたく、ご協力をお願いいたします。

以上です。

議 長（苦米地繁雄君）

町長。

町 長（吉田 豊君）

本当にありがたいお言葉、感謝申し上げます。

実際は長年副町長不在という形でやってきたわけですが、私が感じておりましたのは、それぞれ管理職にある者が責任を持ちながら担当の人たちと協議しながらやってまいりました。

しかし、やはり職員という部分とまた違う立場の中にあって、努力してきたのはいいんですが、やはりこれからの変動激しき激動の時代でございますので、それらに耳をしっかりとアンテナを立てて私どもはとらえながら頑張っていくということになりますと、私一人だけの能力ではいかがかなと、やはり体制をしっかりと整えて、私どもは事に当たることがこれからの時代へのスムーズなる適応力といえますか、それを高めることになるのではないのかなというふうに思っておりますので、健康の点にしましては今のところちよつと体形の問題がありますけれども、特別なものはないんでありますけれども、やはりスムーズに、留守であるとかそういうことがなき状態の中で今後はやっていくことが対社会との中にあるまして一番理想であろうというふうに思っておりますので、今まで別に私自身は変わるわけではございませんけれども、中身濃く歩んでいければと思いますので、今後とも努力したいと思います。

ありがたいお言葉、ありがとうございます。

議 長（苦米地繁雄君）

よろしいですか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。
お諮りいたします。
討論省略することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認め、討論省略いたします。
これより、議案第二十六号を採決いたします。
お諮りいたします。
本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。
よって、議案第二十六号 六戸町副町長の選任については、原案のとおり同意することに決定いたしました。

次に、日程第十三 議員提出議案第一号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案は、六番、川村重光君ほか四名から議員提案として提出されておりますが、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、提出者の提案理由の説明及び質疑並びに討論を省略いたします。

これより、議員提出議案第一号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決し、内閣総理大臣、総務大臣、衆議院議長、参議院議長に提出することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、議員提出議案第一号 社会資本整備を国の責任で実施する東北地方整備局青森河川国道事務所の存続を求める意見書を別紙のとおり提出することに決定いたしました。

次に、日程第十四 各常任委員会の所管事項調査付託についてを議題といたします。

このたび、総務常任委員会委員長、円子徳通君、産業民生常任委員会委員長、川村重光君から、所管事務について、閉会中も委員会活動及び調査等を実施したい旨、六戸町議会会議規則第七十三条の規定により、継続調査申出書が議長に提出されております。

なお、各常任委員会の調査事項等の内容については、お手元に配付してあります継続調査申出書のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

なお、期間は、平成二十四年三月議定会定例会終了後から、平成二十五年三月議定会定例会招集日前日までであります。

以上、各常任委員会に付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (苦米地繁雄君)

ご異議なしと認めます。

よって、本件はそれぞれの委員会に付託の上、継続調査とすることに決定いたしました。
以上で、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。

これもちまして、平成二十四年第二回六戸町議定会定例会を閉会いたします。
ご協力ありがとうございました。

閉会 (午前十時三十分)

地方自治法第二百二十三条第二項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員